

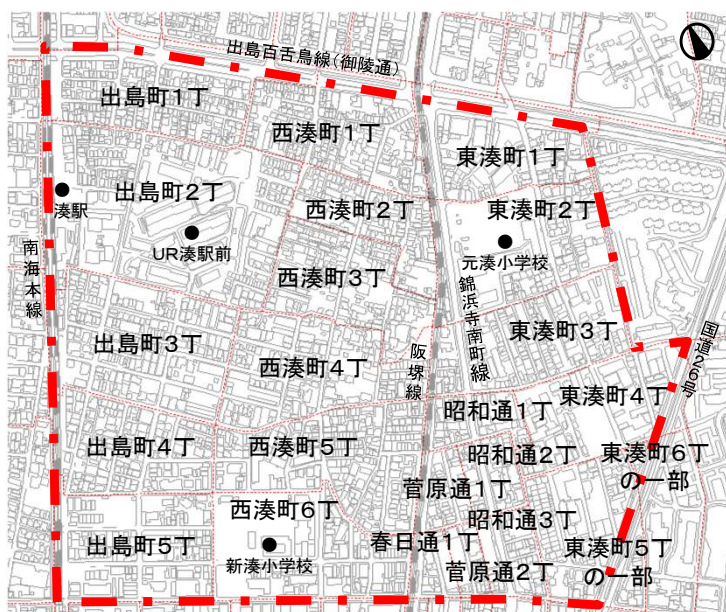
老朽木造住宅の除却補助制度

古い木造住宅の除却費用を一部補助します！！

堺市では、道路や公園などの公共施設整備や老朽木造賃貸住宅の建替促進補助など、住環境の改善や防災性の向上に取り組んでいます。しかしながら、老朽木造住宅の建替えが十分に進んでいないため、地震などの災害時に倒壊や延焼などによる被害が拡大する恐れがあります。災害に強いまちづくりのため、この制度を積極的にご活用ください。

対象地区

新湊地区



補助金額

下記(1)～(3)の項目で算定した額のうち、最も低い額が補助金額となります。

- (1) 除却に要する費用の3分の2
- (2) 除却建築物の延床面積(m²) × 8,000円
- (3) 補助の限度額(1棟あたり) 200万円

主な注意事項

- ◎申請等の手続きには時間を要します。予め工事のスケジュールについてご相談ください。
- ◎既に工事等の契約締結済の場合や工事等が完了している場合、交付申請はできません。
- ◎老朽木造賃貸住宅建替事業との併用はできません。
- ◎店舗や事務所等との併用住宅の場合、補助の対象面積の1/2以上が住宅である必要があります。
- ◎補助申請をされる方以外に土地・建物の所有権・抵当権等がある場合は関係者の承諾が必要です。
- ◎補助制度については(裏面の事業・手続きの流れ①から⑥までについて)単年度で完了するものとします。
- ◎除却後の跡地が、空地でも補助対象となります。
- ◎当該年度の予算の範囲内で補助を行いますので、なくなり次第受付を締め切る場合があります。
- ◎補助金交付申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。

補助対象者

- ・対象建物の所有者
- ・対象建物の存する土地の所有者(当該建物を収去する権能を授与する旨の民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第171条第1項の決定を有する者に限る。)

補助対象建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

※固定資産評価証明書、登記事項証明書等により補助要件となる建築年月日及び補助対象面積が証明される書類が必要です。

補助内容

老朽木造住宅の除却費及び整地費

※家財道具・立木等・解体工事に伴う改修工事は対象外

事業、手続きの流れ

①事前相談(任意)

◇スムーズに手続きができるよう、補助金対象かどうかの確認や、必要書類の確認および書類の書き方などについて、事前の相談をお願いいたします。

②交付申請

◇「補助金交付申請書」と「必要書類」を提出してください。
※既に工事の契約・着手を行っている場合は、補助の対象となりません。

③交付決定

◇補助要件等の適合について審査の上、「補助金交付決定通知書」を交付します。

④工事の契約・着手

◇交付決定後に、工事の契約・着手を行ってください。



⑤工事等の完了

⑥実績報告

◇工事等完了後、「完了実績報告書」を提出してください。

⑦補助金の額の確定

◇実績報告の内容等について審査の上、「補助金確定通知書」を交付します。

⑧交付請求

◇補助金の額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。

⑨補助金の交付

代理受領制度

代理受領制度とは、申請者が除却工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を工事業者に支払い、申請者から委任された工事業者に市が直接補助金を支払う制度です。

※代理受領制度の利用については、工事業者との合意が必要です。工事業者と相談・協議のうえこの制度をご利用ください。

相談・申請窓口



堺市 建築都市局 都市整備部 都市整備推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号(堺市役所) 高層館15階(北側)
電話:072-228-7425 FAX:072-228-7897
E-mail :toseibi@city.sakai.lg.jp

HP: <https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshiseibi/mishujutakuchi/aramashi.html>